

高知大学学び創造センター規則

〔令和4年9月29日〕
規則第41号

最終改正 令和6年5月10日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、高知大学学び創造センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高知大学における入学者選抜に係る調査・研究・広報活動、人材育成目標を達成するための教育の展開、キャリア開発、学生の修学支援に関する企画・立案及び提案・実施を全学的な視点で推進することにより、入学前から卒業までを通じた創造的で持続可能な学びを実現し、本学の教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、教育企画部門及び学生支援部門を置く。

2 教育企画部門に、次のユニットを置く。

- (1) アドミッションユニット
- (2) 学びの質保証ユニット
- (3) キャリア開発ユニット

3 学生支援部門に、次のユニット及び室を置く。

- (1) ラーニングサポートユニット
- (2) インクルージョン支援推進室

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教育企画部門

イ アドミッションユニット

- (i) 入試広報・高大連携に関すること。
- (ii) 入学者選抜に関すること。
- (iii) 入学前教育・高大接続に関すること。

(iv) 四国地区国立大学連合アドミッションセンターに関すること。

(v) その他第2条の目的を達成するために必要な業務

ロ 学びの質保証ユニット

(i) 社会が学生に求める意欲・能力に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの改善に関すること。

(ii) 多面的評価指標による評価結果に基づく教育内容及び方法の充実に関すること。

(iii) 総合的教養教育の実現に向けた共通教育及び専門教育の教育プログラムの企画・開発に関すること。

(iv) ICTを活用した教育方法の開発、導入及び検証に関すること。

(v) 教員の教育力向上のための支援に関すること。

(vi) 高大連携事業の推進に関すること。

(vii) その他第2条の目的を達成するために必要な業務

ハ キャリア開発ユニット

(i) 入学から卒業までを通じたキャリア開発の取組と点検・改善に関すること。

(ii) e-ポートフォリオ、ディプロマサプリメントのキャリアプランニングへの活用に関すること。

(iii) その他第2条の目的を達成するために必要な業務

(2) 学生支援部門

イ ラーニングサポートユニット

(i) 教職員、関係部局等と連携した学生の修学支援に関すること。

(ii) 大学での学びを促進する基礎的リテラシーの育成に関すること。

(iii) その他第2条の目的を達成するために必要な業務

ロ インクルージョン支援推進室

(i) インクルージョンの推進（障害、難病及びこれに準ずる修学困難な状態（以下「障害等」という。）の有無に関わらず全ての学生が、平等に大学での学修や各種活動に参画できる環境を構築することをいう。）に関すること。

a 障害等のある学生に対する差別的取扱いの解消に関すること。

b 啓発活動の企画開発と実施、関連機関との連携、情報発信に関すること。

c ボランティア等の養成及び活動の支援に関すること。

- d 調査・研究及び支援教材の開発に関すること。
- (ii) 学部等が行う障害等のある学生への合理的配慮等の充実に関すること。
 - a 学生の受入れに関する入学前相談及び個々具体の方針及びその実施計画に関すること。
 - b 修学相談及び修学支援に関すること。
 - c 学生の進路及び就職支援の企画開発と実施に関すること。
- (iii) 障害等に対応するための事前的改善措置に関すること。
- (iv) その他第2条の目的を達成するために必要な業務
(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任担当教員
- (3) 兼務教員
- (4) その他必要な職員

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(副センター長)

第7条 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。

(部門長)

第8条 センターの各部門に、部門長を置く。

- 2 部門長は、センター長の職務を助け、部門の業務を統括する。
- 3 部門長は、センター長が指名する。

(ユニット長)

第9条 センター各部門のユニットに、ユニット長を置く。

- 2 ユニット長は、部門長の命を受け、ユニットの業務を掌理する。

3 ユニット長は、センター長が指名する。

(室長)

第10条 インクルージョン支援推進室に室長を置く。

2 室長は、部門長の命を受け、インクルージョン支援推進室の業務を掌理する。

3 室長は、センター長が指名する。

(専任担当教員及び兼務教員)

第11条 専任担当教員及び兼務教員は、部門、ユニット又は室において、部門長、ユニット長又は室長の職務を助け、センターの業務を処理する。

2 兼務教員は、部門、ユニット又は室の推薦に基づき、当該教員が所属する部局の長の承諾を得て、センター長が指名する。

(教育ファシリテーター)

第12条 学びの質保証ユニットに、教育ファシリテーターを置く。

2 教育ファシリテーターは、学びの質保証ユニットの企画、提案等を各学部の教育改善において遂行していく中核的役割を担うものとする。

3 前項に定めるもののほか、教育ファシリテーターについては、別に定める。

(学び創造会議)

第13条 第4条に規定するセンターにおける業務を円滑に推進するため、センターに学び創造会議を置く。

2 学び創造会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教学データの一元的管理、分析及び評価に関すること。
- (2) 入学前から卒業後までの一貫した教育の質保証に関すること。
- (3) 全学的な教育改善及び学生支援施策の検討及び提案に関すること。
- (4) 人事に関する事項
- (5) 教員評価に関する事項
- (6) 財務に関する事項
- (7) 規則の制定・改廃に関する事項
- (8) その他センターの業務に関する必要な事項

3 学び創造会議は、次の職員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 部門長

- (3) ユニット長
 - (4) 室長
 - (5) 専任担当教員
 - (6) 学務部長
 - (7) その他センター長が必要と認めた者
- 4 学び創造会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
 - 5 議長は、学び創造会議を主宰する。
 - 6 学び創造会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
 - 8 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
 - 9 学び創造会議の事務は、学務部学務課において処理する。

(部門会議)

第14条 各部門に、ユニット及び室の活動を統括するとともに、ユニット及び室の連携を促進するため、部門会議を置く。

- 2 部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。
- 3 議長は、部門会議を主宰する。
- 4 部門会議に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

(教学 I R チーム)

第14条の2 センターに、入学から卒業までの一貫した教育の質保証に資する教学データの分析及び評価を推進するため、教学 I R チームを置く。

- 2 教学 I R チームに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(四国地区国立大学連合アドミッションセンター高知大学サテライトオフィス)

第15条 教育企画部門に、四国地区国立大学連合アドミッションセンター高知大学サテライトオフィスを置く。

- 2 四国地区国立大学連合アドミッションセンター高知大学サテライトオフィスについては、別に定める。

(大学連携 e-learning 教育支援センター四国高知大学分室)

第16条 教育企画部門に、大学連携 e-learning 教育支援センター四国高知大学分室を置く。

2 大学連携 e-learning 教育支援センター四国高知大学分室については、別に定める。

(ワーキンググループ)

第17条 特定の課題について、組織横断的に検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第18条 センターの事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月10日規則第6号)

この規則は、令和6年5月10日から施行する。